



## 九世紀における賀茂祭の実態 : 『西宮記』・『日本三代実録』の検討を通じて

著者	笹田 遥子
雑誌名	史泉
巻	126
ページ	1-19
発行年	2017-07-31
その他のタイトル	The Actual Situation of the Kamo Festival in the 9th Century : Focused on the Descriptions in Saikyuki and Nihon Sandai Jitsuroku
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/16357">http://hdl.handle.net/10112/16357</a>

# 九世紀における賀茂祭の実態

——『西宮記』・『日本三代実録』の検討を通じて——

笹田遥子

## 一 はじめに

賀茂祭は弘仁十年（八一九）に国家祭祀となった祭で、毎年四月中酉日に、天皇の娘である賀茂斎院と勅使を中心とした総勢四百人を超す行列が、賀茂社へ参向し、幣帛と走馬を奉り、国家の安寧を祈った。単に「祭」と言えば賀茂祭を指すほど、平安京の人々にとって重要な祭であった。

賀茂祭の分析は、古記録に恵まれた摂関期以降が多数を占めており、九世紀の賀茂祭を論じたものは多くはない。その理由は、やはり史料の制約によるのだろう。九世紀、特に前半については『日本後紀』の散逸により、検討が難しいのも事実である。しかし、『西宮記』を紐解いていくと、わずかではあるが九世紀の賀茂祭の様相を知ることができるといえる。

また『日本三代実録』（以下、『三代実録』と略記する）は恒例行事を採らなかつた従来の国史とは異なり、多くの年中行事を詳細に記録している。例えば賀茂祭は、毎年四月中申酉日に行われることが『内

裏式』と「弘仁神祇式」にみえている。『三代実録』はこの毎年の賀茂祭について、実施なら「賀茂祭如<sub>レ</sub>常」、停止ならば「停<sub>二</sub>賀茂祭<sub>一</sub>」というように、挙行の実態を逐一明記している。また停止の場合は「縁<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>死穢<sub>一</sub>也」など、ほとんどの例で理由を記している。『三代実録』と『西宮記』の該当記事をあわせることで、九世紀の賀茂祭の姿を浮き彫りにできるのではないか。

本稿では、九世紀の賀茂祭の様子——具体的には、祭の実施と賀茂斎院の参加状況を明らかにすることに努めた。賀茂祭と同じく、賀茂斎院の研究も十世紀以降を対象にしたものが多い。九世紀に焦点を当て、従来論じられることの少なかつた当該期の賀茂祭・斎院について、『西宮記』や『三代実録』などからみえる実態を探ってみたい。

## 二 賀茂祭と警固儀の沿革

弘仁十年、賀茂御祖并別雷二神之祭——すなわち賀茂祭は、中祀に准じるよう定められた<sup>①</sup>。中祀とは施行にあたって三日の潔斎を要する祭祀で、祈年祭・月次祭・新嘗祭・神嘗祭がそれにあたる（『延喜神

祇式』卷一「四時祭式」。小祀が大忌・風神・鎮花・三枝などの大和古社の祭と、園韓神・松尾・平野・春日・大原野など、賀茂祭と同様に平安時代に入って国家祭祀となった氏族の祭であったことを考えると、賀茂祭は他祭祀とは一線を画した扱いを受けていたといえよう。さらに、弘仁九年（八一八）には賀茂社に齋王（賀茂齋院）が置かれたが、伊勢神宮以外に齋王を奉るのは、齋王制度が開始して以来、初めてのことであった。

賀茂祭の規定は『本朝月令』所引「弘仁神祇式」を初見とし、以降は『内裏式』、『儀式』などの儀式書に記載される。『儀式』によれば、賀茂祭は齋院、齋院司、内蔵寮、左右馬寮、六衛府など多くの官司が供奉し、警固儀と賀茂祭儀（齋院御禊・西日祭儀）から成る、数日に及ぶ祭であった。以下、主に『儀式』に基づいて賀茂祭の概要をみていくこととする。

警固儀は『内裏儀式』を初見とする儀式である。賀茂祭の前日、大臣に召集された六衛府の官人が、内裏の宮門閤門に立ち、賀茂祭の終了日まで警固するというものであった。文武二年（六九八）以降たびたび国史にあらわれる「賀茂祭日」あるいは「賀茂神祭日」によって発生する乱闘・混乱に備えて行われていたと考えられ、弘仁十年に国家祭祀としての賀茂祭が始まったあとと続けられた。それは、従来の祭が賀茂祭に取って代わられることなく存続し続けたためであろう。なお、この従来行われてきた祭については、平安時代以降の賀茂祭と区別するため、以下「元賀茂祭」と表記する。

『内裏式』によれば、賀茂祭の五、六日前に少納言から、山城国司より報告のあった元賀茂祭の日取りが奏上された。そして祭の前日、

大臣が六衛府の佐以上を召集し、「欲<sub>レ</sub>賀茂祀<sub>（我）</sub>故<sub>（爾）</sub>、如<sub>レ</sub>常奉<sub>中</sub>衛固」と命じた。その後六衛府の官人らは武器を携え、内裏の宮門閤門に立った。警固の陣が解かれるのは、西日の祭日を経た戌日の早旦、つまり賀茂社での儀式を終えた一行が内裏へ帰還する日である。なお警固は、『内裏式』に「雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>朝使<sub>一</sub>其儀亦同」とあり、『儀式』にも「雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>祭使<sub>一</sub>猶用<sub>二</sub>此儀<sub>一</sub>」とあるように、賀茂祭が停止であっても毎年行うことが定められていた。

ところで『儀式』賀茂祭日警固儀には「未日大臣昇殿奏<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>警固<sub>一</sub>之状」とあり、未日に大臣が昇殿して「可<sub>二</sub>警固<sub>一</sub>之状」を奏上するという。『内裏式』冒頭に「賀茂上下社以<sub>二</sub>其日<sub>（中申西日）</sub>可<sub>レ</sub>祭」とあるように、賀茂祭は申・西日両日であったこと、その直後に「先祀一日」とあることから、未日に大臣による奏上と六衛府に対する命令が出されていたと考えられる。警固の奏上・命令は未日に行われ、警固が開始されるのは申日の、それも日付変更後すぐであったと考えられる。警固の命令後、実際に警固するまで大きく時間が空くとは考えにくいからである。『内裏式』に「若夜喚<sub>レ</sub>之、諸衛各称<sub>レ</sub>名」とあることも参考になる。

齋院御禊は賀茂祭より前の吉日に、齋院が鴨川で禊をする儀式である。まず、陰陽寮が禊日を選び、その禊日の二日前に齋院司・陰陽寮等が鴨川へ行き、禊をする場所を占い定め、これを奏上する。禊日の前日、所司が川で禊のための準備をする。そして当日、左右京職・六衛府・齋院司以下総勢二百五十名を超える行列が鴨川に到着し、齋院が禊を行う。神祇官が中臣氏に麻を捧げると、中臣氏は院司にこれを授ける。院司は宣旨を付して再び中臣氏に返し、最後は中臣氏から宮

主へ授けられ、宮主が麻を捧げ持ち、祓詞を読み上げた。儀式の終了後、供奉した官人らには禄が与えられ、齋院は紫野院へ帰還した。

西日祭儀は『内裏式』に初めてみえるほか、儀式の一部が『続日本後紀』、『西宮記』に実例としてみえている。一般に、内裏出立までの諸儀式を宮中の儀、出立から社へ向かう間を路頭の儀、そして社前でを行う儀式を社頭の儀と呼んでおり、西日祭儀はおよそ三要素から成り立っている。

西日卯四刻、奉幣使等が内侍に就いて社に参る旨を奏上し、禄を賜った。天皇が祭使等の乗る飾馬を紫宸殿で見る飾馬御覧の儀が終わると、使等は内侍と共に内蔵寮へ赴き、庁事前で解除を受けた。そして松尾社の幣を欄宜・祝等に付して両段再拝したのち、饗を賜り、内裏を出発した。

松尾社は秦氏の奉斎する神社で、長岡京・平安京遷都の際に賀茂社・乙訓社と共に神階叙位などの措置を受けた。<sup>4</sup> また賀茂社の祭祀起源などを載せる「秦氏本系帳」の研究によって、秦氏とカモ氏は姻戚関係にあったともいわれている。<sup>5</sup> カモ氏と秦氏はいずれも山城国の有力な豪族であり、祭祀においても繋がりを持っていたのだろう。

賀茂祭儀に話を戻すと、一行は北辺路（一条大路）で齋院御所から出立した齋院の行列と合流し、まず下社へ向かった。下社に近づくと、まず齋院は社頭に準備された幄で清服に着替え、腰輿に乗り換えて敷地へ入った。その後社の十丈ほど前で腰輿から降り、歩行して社前の左殿に座した。その後内蔵寮の幣帛が賀茂社の祝・欄宜らにもたらされ、祝詞が奏上されると、齋院は幄へ戻った。この時近衛少将・馬寮頭は馬場へ向かい、走馬を行った。以上が社前での儀式である。

齋院が社前の右殿に座す以外は、上社でもほぼ同様の儀式が行われた。その後、下・上社での儀式を終えた一行は、齋院御所へ帰還する齋院と別れ、「祀状」を内侍に就いて執申した。『内裏式』割注によれば、翌日に申し上げることもあったという。

以上のように、賀茂祭は警固儀と齋院御禊・西日祭儀の賀茂祭儀から成る祭で、御禊の占定なども含めれば、延べ一週間程度の期間を必要とした。警固儀は弘仁九年以前に成立したとされる『内裏儀式』の記述を初見とすることや、元賀茂祭との関係から、平安遷都後には始まっていた可能性がある。大臣が主となって六衛府に内裏の警固が命じられ、賀茂祭が停止の年も行われた。齋院御禊は『儀式』で初めて明文化される儀式で、西日祭儀に先立って、吉日に齋院が鴨川で禊をする儀式である。西日祭儀は、祭使が社参の由を奏上し内侍が宣命を賜わる儀、飾馬御覧儀などの宮中の儀と、祭使一行と齋院が上下社へ向かう路頭の儀、そして社前で行われる社頭の儀の三要素から成り立っていた。次節では、賀茂祭の執行状況を、『三代実録』や『西宮記』などから探っていきたい。

### 三 警固・賀茂祭の実施例の分析

本節では、九世紀における警固および賀茂祭の実施について、『三代実録』、『西宮記』を中心に当該期の史料を収集し、作成した表を用いて論を進めていくこととしたい。

対象とした期間は、賀茂祭が国家祭祀となった弘仁十年（八一九）から、『三代実録』が終わる仁和三年（八八七）までで、計三十八例

貞観 元年四月	天安 元年四月	齊衡 元年四月	三年四月	二年四月	仁寿 元年四月	承和年間	八年四月	六年四月	承和 三年四月	天長 八年四月	弘仁 十年四月	年号			
												日	警固		
戊申(二十三)	?	?	×	?	?		?	?	?	?	?	日	記事		
六府警固す。賀茂祭に縁るなり	—	但し警固常のごとし(西)	亦祈使用り。警固事行わず(西)	—	—		※『西宮記』の引く「九記」天徳二年四月十六日勘文に、先例として引用される。日時、警固の有無は不明	—	—	—	—	日	記事		
己酉(二十四)	乙酉(十八)	癸酉(十九)	乙酉(二十五)	辛酉(二十五)	辛酉(十九)	『北山抄』西日於南殿覽被馬事 承和の例、未日に大祓有り、而して事急に依り、申日に之を行ふ	?	癸酉(二十二)	乙酉(十七)	乙酉(十八)	辛酉(十四)	日	賀茂祭 記事		
①賀茂神祭。朝使を遣わすを停む。穢有るに縁るなり ②祭使内穢に依り停止す、又斎王未定、仍て供奉無しと云々、(西)	鴨祭常のごとし	鴨祭常のごとし ①賀茂下社に死穢有り。仍て勅使並びに斎王参らず(西)	①痲瘡流行す、人民疫死を以て、故に賀茂祭を停む。但し山城国司の斎供常のごとし ②京畿七道痲瘡の穢に依り、賀茂祭停止す。斎王亦参らず。但し国司をして供奉させ祭事せしむ。亦祈使用り。警固事行わず(西)	①痲瘡流行す、人民疫死を以て、故に賀茂祭を停む。但し山城国司の斎供常のごとし ②京畿七道痲瘡の穢に依り、賀茂祭停止す。斎王亦参らず。但し国司をして供奉させ祭事せしむ。亦祈使用り。警固事行わず(西)	使者賀茂大神社に向かい、祭を奉らしむ。但し斎内親王未だ斎限を盈たさず。故に祭に侍るを得ず 賀茂祭を修むること、常儀のごとし		—	鴨祭に依り廢務。勅使並びに女使等、騎馬を紫宸殿前に度し、天覽了ぬ。東宮に参して御覽了りて内藏寮に到り云々、将進発の間、内裏自り来たりて、仰せて云に、血下の穢有り、仍て勅使並びに斎王悉く停止す。山城国司、例に依り祭祀す	鴨祭。左右馬寮穢有り、仍て親王公卿等に仰せて並びに四門の人馬之を用いる云々、天皇紫宸殿に御す。賀茂祭使等の鞍馬調飾并びに従者の容儀を闊覽す。使等に禄を賜う鴨祭に依り廢務。勅使並びに女使等、騎馬を紫宸殿前に度し、天覽了ぬ。東宮に参して御覽了りて内藏寮に到り云々、将進発の間、内裏自り来たりて、仰せて云に、血下の穢有り、仍て勅使並びに斎王悉く停止す。山城国司、例に依り祭祀す	※1賀茂祭を初めて中祀と為す云々、鴨祭。左右馬寮穢有り、仍て親王公卿等に仰せて並びに四門の人馬之を用いる云々、天皇紫宸殿に御す。賀茂祭使等の鞍馬調飾并びに従者の容儀を闊覽す。使等に禄を賜う鴨祭に依り廢務。勅使並びに女使等、騎馬を紫宸殿前に度し、天覽了ぬ。東宮に参して御覽了りて内藏寮に到り云々、将進発の間、内裏自り来たりて、仰せて云に、血下の穢有り、仍て勅使並びに斎王悉く停止す。山城国司、例に依り祭祀す	○	○	○	○	実施
内穢(西)		下社死穢(西)	痲瘡流行による死穢					血下穢				停止理由			
?	?	?	×	?	?		?	?	?	?	?	日	記事		
—	—	—	×	—	—		—	—	—	—	—	記事	出典		
西宮記 三代実録	西宮記 文徳天皇実録	西宮記 文徳天皇実録	西宮記 文徳天皇実録	西宮記 文徳天皇実録	西宮記 文徳天皇実録	北山抄	西宮記	西宮記	西宮記 続日本後紀	西宮記	西宮記	西宮記	西宮記	西宮記	

元慶 元年四月	甲申(十三)	諸衛警固常のごとし。 賀茂祭に縁るなり	乙酉(十四)	賀茂祭常のごとし	○		丙戌(十五)	諸衛解嚴	三代実録
十八年四月	庚申(十三)	諸衛警固す	辛酉(十四)	賀茂祭を停む	×	大極殿火災	壬戌(十五)	諸衛解嚴	三代実録
十七年四月	壬申(二十)	諸衛警陣す。明日賀茂祭に縁るなり	癸酉(二十一)	賀茂祭常のごとし	○		甲戌(二十二)	諸衛解嚴	三代実録
十六年四月	戊申(二十)	①諸衛警固す。賀茂祭に縁るなり ②警固有り(四)	己酉(二十一)	賀茂祭。淳和院の火穢に染まる人齋院に入る。仍て祭事を停む	×	火穢	庚戌(二十二)	諸衛解嚴	三代実録
十五年四月	?	—	己酉(十五)	※四月一七日辛亥条「公卿太政官曹司庁に就き、文武百官に成選位記を授く。去る十五日に此事行ふべし。自ら常式有り。而るに彼の日賀茂祭に当り、故に之を避ける。緩むことあらずなり」	○		?	—	三代実録
十三年四月	丙申(二十)	諸衛警固す。賀茂祭に縁るなり	丁酉(二十一)	賀茂祭を停む、死穢有るに縁るなり	×	死穢	戊戌(二十二)	諸衛解嚴	三代実録
十二年四月	丙申(十四)	諸衛警固す。賀茂祭に縁るなり	丁酉(十五)	賀茂祭常のごとし	○		戊戌(十六)	諸衛解嚴	三代実録
十一年四月	?	警固有りと云々	?	—	?		?	—	西宮記
十年四月	甲申(二十)	諸衛警固す。賀茂祭に縁るなり	乙酉(二十一)	賀茂祭。齋内親王穢に依り社に向かわず	○		丙戌(二十二)	諸衛解嚴	日本紀略
九年四月	甲申(十五)	縁るなり	乙酉(十六)	賀茂祭常のごとし	○		丙戌(十七)	諸衛解嚴	三代実録
八年四月	丙申(二十二)	諸衛警固す。賀茂祭に縁るなり	丁酉(二十三)	賀茂祭朝使並びに齋内親王社に向かわず。山城国例に随ひ祭を奉る	×	不明	戊戌(二十四)	諸衛解嚴	三代実録
七年四月	壬申(二十二)	諸衛警固す。賀茂祭に縁るなり	癸酉(二十三)	賀茂祭常儀のごとし	○		甲戌(二十四)	諸衛解嚴	三代実録
六年四月	壬申(十六)	諸衛警固す。明日賀茂祭に縁るなり	癸酉(十七)	賀茂祭常のごとし	○		甲戌(十八)	諸衛解嚴	三代実録
五年四月	庚申(十六)	諸衛警固す。賀茂祭に縁るなり	己酉(十七)	賀茂祭常のごとし	○		庚戌(十八)	諸衛解嚴	三代実録
四年四月	庚申(二十二)	諸衛警固す。賀茂祭に縁るなり	辛酉(二十三)	賀茂祭常のごとし	○		壬戌(二十四)	諸衛解嚴	三代実録
三年四月	庚申(十六)	諸衛警固す。賀茂祭に縁るなり	辛酉(十七)	賀茂祭を修む。是の先、内藏寮人死の穢有り。仍て勅使縫殿寮自ら進發す	○		壬戌(十八)	諸衛解嚴	三代実録
二年四月	乙未(十五)	六府警固す。賀茂祭に縁るなり	丁酉(十七)	賀茂祭常のごとし。齋内親王未だ野宮に入らず。故に社に向かわず	○		戊戌(十八)	諸衛解嚴 当日(十七)警固を解くと云々(西)	三代実録 西宮記

二年四月	甲申(十九)	諸衛警護す。明日賀茂祭に縁るなり	乙酉(二十)	賀茂祭常のごとし。是より先、左近衛官人の死穢に染まる者、陣座に入りて侍る。是故に更めて辞見せず。便ち内蔵寮より社に赴く。	○		丙戌(二十一)	諸衛解嚴	三代実録
三年四月	壬申(十三)	諸衛警固常のごとし。明日賀茂祭を以てなり	癸酉(十四)	賀茂祭を停む	×	太皇太后崩	?	—	三代実録
四年四月	丙申(十三)	諸衛警陣す。明日賀茂祭を以てなり	丁酉(十四)	賀茂祭常のごとし。鴨祭諒闇に依り歌舞を用いずと云々、(西)	○		戊戌(十五)	諸衛解嚴	三代実録
五年四月	丙申(十九)	諸衛警固す。明日賀茂祭を以てなり	丁酉(二十)	賀茂祭	○		?	—	三代実録
六年四月	丙申(二十四)	①諸衛警護。明日賀茂祭を以てなり。祭停むと雖も、猶お警陣有るの例なり ②警固せず(西)	辛酉(二十五)	賀茂等の祭を停止す	×	人死穢 ※同月八日の大膳職・十日の大蔵省の官人の死により、大祓を二十一日に行う。平野・松尾祭も停止。	戊戌(二十六)	諸衛解嚴	三代実録 西宮記
七年四月	庚申(二十四)	諸衛警固す。明日賀茂祭に縁るなり	辛酉(二十五)	賀茂祭常のごとし	○		壬戌(二十六)	諸衛解陣	日本紀略
八年	戊申(十八)	諸衛警固、旧儀のごとし。明日賀茂祭を以てなり	己酉(十七)	賀茂祭常のごとし。斎内親王神社に向かわず	○		庚戌(二十)	諸衛解嚴	三代実録
仁和元年	壬申(十八)	諸衛警固す。明日賀茂祭を以てなり	癸酉(十九)	賀茂祭を停む。人死の穢有るに縁るなり	×	人死穢	甲戌(二十)	諸衛解嚴	三代実録
二年	壬申(二十三)	諸衛警固す、賀茂祭に縁るなり	癸酉(二十四)	賀茂祭常のごとし	○		甲戌(二十五)	諸衛解嚴	三代実録
三年	庚申(十七)	諸衛厳かに警す。明日賀茂祭に縁るなり	辛酉(十八)	賀茂祭常のごとし	○		壬戌(十九)	諸衛解陣	三代実録

※1『西宮記』に「弘仁十年四月辛酉、賀茂祭、初為中祀云々」とある。「中祀と為す」という文言から、『類聚国史』同年三月甲午条と同じく、賀茂祭を中祀と准じたことを指すとも考えられるが、『西宮記』では「四月辛酉」、すなわち「弘仁式」所載の「中申酉日」にかなっていること、後年の賀茂祭実施日の日付とも合致することから、ここでは祭の実施例とした。

を抽出した。天皇ごとの内訳は嵯峨朝が一例、淳和朝が一例、仁明朝が三例、文徳朝が五例、清和朝が十七例、陽成朝が七例、光孝朝が四例である。

以下、各例を実施・不実施に分け、解説を加えていきたい。

## (一) 実施の例

再度賀茂祭の概要を述べると、毎年四月の中申酉日に行うことが、『儀式』に定められている。割注には「若有三酉則用<sub>二</sub>中西<sub>一</sub>、有三酉則用<sub>二</sub>下酉<sub>一</sub>、」とあり、年によつては下酉を用いる場合もあった。酉日に行われるのは宮中・路頭・社頭の儀で、前日の申日には警固が、更にはその前には鴨川で齋院御禊が行われていた。

さて、今回抽出した三十八例のうち、賀茂祭が実施されたのは、実施自体が不明の一例をのぞくと、二十六例であった。

### 1. 弘仁十年(八一九)

『西宮記』に「弘仁十年四月辛酉、賀茂祭、初為<sub>二</sub>中祀<sub>一</sub>云々、」とある。「中祀と為す」という文言から、『類聚国史』同年三月甲午条と同じく、賀茂祭を中祀に准ぜしめたことを指すとも考えられるが、『西宮記』では「四月辛酉」、すなわち「弘仁神祇式」や『内裏式』所載の「中申酉日」になつてゐること、後年の賀茂祭実施日の日付とも合致することから、ここでは祭の実施例として扱った。そう仮定すると、弘仁十年の賀茂祭は、中祀として初めて実施された賀茂祭だと考えることができる。後述する『日本紀略』天延三年(九七五)四月丙辰

条には、賀茂祭施行の前例として「弘仁・天長・貞観・天慶等例」が挙げられているため、弘仁十年に賀茂祭が行われたことは十分考えられる。

なお弘仁十年から貞観元年(八五九)までは、警固の月日はほとんどの場合不明である。警固および解陣の月日が記されるのは貞観元年以降で、これは『三代実録』の編纂方針によるものだろう。それ以前の記録としては、月日は不明だが、『西宮記』には仁寿三年(八五三)が「不<sub>二</sub>警固<sub>一</sub>」、斉衡元年(八五四)が「但如<sub>レ</sub>常警固」、貞観十一年(八六九)が「有<sub>二</sub>警固<sub>一</sub>」というように、実施の有無だけが明記されている。

### 2. 天長八年(八三一)

『西宮記』四月乙酉(十八)条に鴨(賀茂)祭を行ったことがみえているが、左右馬寮に穢が発生したため、「仰<sub>二</sub>親王公卿等<sub>一</sub>並四門人馬用<sub>レ</sub>之」とある。すなわち、親王公卿らに命じて、穢れた左右馬寮の人馬の代わりに、「四門」の人馬を用いたのである。

この「四門」とは、何を指すのだろうか。西本昌弘氏は、平安宮東側の門である上東門、陽明門、待賢門について、それぞれ役割区分があつたことを述べている。<sup>7)</sup>すなわち、上東門は女官や扨闕が牛車のまま乗り入れる門、陽明門は公卿・殿上人の通用口で、牛車から降りて徒歩で入る門、待賢門は主に官人が出入りする通用口で、祭や儀式の際には公卿らも利用し、牛



車から輦車に乗り換えて入った門だと指摘している。

また、「左右京職式」（『延喜式』卷四十二）には、「凡諸門既亭。左京三字。陽明門。待賢門。美福門。並七間。右京二字。朱雀門。殷富門。並七間。」令門衛火長等各守之。若致非理損。即移民部省并本府奪二月糧」とあり、陽明門から美福門、朱雀門、殷富門の各五門にあった既亭を、火長と門衛が警備していたことがわかる。なかでも左京三字の諸門は、公卿や官人が出入りに用いた門なので、その門にある既亭とは、門外に停められている牛車の牛を管理する施設だと考えられる。

『続日本紀』大宝二年（七〇二）七月己巳条では「有勅。断親王乗馬入宮門」とあって、親王が乗馬して宮門（宮都の最外郭門）に入ること禁じているので、西本氏の指摘もふまえると、以下のことが推測される。すなわち、親王および公卿は、乗馬および牛車で平安宮に入ることが禁じられていたため、陽明門以下の諸門に牛車を止め、徒歩あるいは輦車で参内した。『西宮記』記載の「四門人馬」とは、既亭があつた陽明門、待賢門、美福門の三門を含む門外に停められていた親王・公卿の牛車の牛、牛飼童らを指す可能性があり、彼らを臨時の人馬に充てたと考えられる。

### 3. 承和三年（八三六）

『続日本後紀』四月乙酉（十七）条に、紫宸殿にて飾馬御覧儀を行ったことがみえる。飾馬御覧は宮中の儀の一つで、天皇が祭使の飾馬を見、禄を賜う儀式である。『内裏式』の「此時喚男女使等被馬（各有従者）、令度殿庭」を初見と

し、『儀式』には「祭日卯四刻、…皇帝覽使等乗馬、（各有従者）」とみえている。本条は国史における飾馬御覧儀の初見記事で、天皇が紫宸殿に御し、南庭に飾馬を渡らせたことが確認できる。

### 4. 承和八年（八四一）

『西宮記』天徳二年（九五八）四月十六日の勘文に、先例として引かれている。賀茂祭を明日に控えた十六日、参議藤原自明が卒した。賀茂祭を停止するか否か議論されたが、諸卿は「准承和八年例、不可停」と判断を下している。この「承和八年例」は、『続日本後紀』四月丁巳（十七）に嵯峨天皇妃であった高津内親王が薨じた記事があり、これを指していると考えられる。警固を実施したかどうかは定かではない。

また、『北山抄』西日於南殿覽被馬事には、「承和の例」として、未日に大祓をした場合は、申日に飾馬御覧儀を行うことがみえている。

### 5. 仁寿元年（八五一）

四月辛酉（十九）の賀茂祭は、齋院が「齋限」を満たしていなかったため参加せず、上下社へは齋院を除いた祭使が派遣された。「齋限」と齋院の参加状況については次節で詳説するが、当時の齋院は文徳皇女の慧子で、卜定後の潔齋期間である初齋院の最中であつた。「齋院司式」（『延喜神祇式』卷六）によれば、初齋院は宮城内の場所を選んで行われ、それが終わる三年目の四月に上下社へ参ることになっていた。慧子は当時初齋院

の期間中であつたために、祭に参加しなかつたと考えられる。  
仁寿二年（八五二）

『文徳実録』四月辛酉（二十五）条に、「修賀茂祭、如常」とあるように、通常通り行われた。

7. 天安元年（八五七）

『文徳実録』および『西宮記』四月乙酉（十八）条に「鴨祭如常」とあるように、通常通り行われた。

8. 貞観二年（八六〇）

賀茂祭は四月丁酉（十七）に行われたが、仁寿元年と同様、齋院は不参加であつた。当時の齋院は文徳皇女の儀子で、卜定が前年の十月であること、『三代実録』に「未入野宮」とあることから、初齋院の期間中であつたことが確認できる。

またこの年は、警固の開始日が唯一「乙未」であつた。解陣の日は「戊戌」で、こちらは式の規定通りである。第二章で述べた通り、『内裏式』および『儀式』では、未日に警固の奏上と命令が出され、申日から警固を開始するよう定められていた。この年はいかなる事情があつたか不明だが、例外的に未日に行われたようである。

さらに、『三代実録』には戊戌（十八）に「諸衛解嚴」とあるのに対し、『西宮記』では「四月十七日、祭、当日解警固云々」とあり、祭の当日に警固の陣が解かれたことになつている。

9. 貞観三年（八六一）

四月辛酉（十七）に賀茂祭は行われたが、内蔵寮で人死の穢

があつたため、祭使は縫殿寮より進発して社に向かつた。『儀式』に「内蔵寮供饌行酒、訖使等相引到北辺路」とあるように、飾馬御覽儀を終えた祭使の一行は祿を給わたのち、内蔵寮で饗宴し、社へ向かうことになつていたので、この年はおそらく饗宴も内蔵寮の東にある縫殿寮で行われたのだろう。

10. 貞観四（八六二）

14. 貞観四（八六二）

15. 貞観十年（八六八）

四月乙酉（二十一）に賀茂祭が行われたが、齋院（儀子）は穢のため参加しなかつた。

この穢について考えてみると、『西宮記』の引く「御記」延喜十五年（九一四）四月十八日条が参考になる。当時、齋院（恭子、十一代齋院）に月事があつた。月経中の参社如何を前例に求めたが、齋院には該当例が無かつたため、齋院の例にならつて参社を取りやめたという。この延喜十五年の例を念頭に置くと、貞観十年の穢は月事以外のもの、例えば病や触穢であつたと考えられる。

16. 貞観十二年（八七〇）

『三代実録』四月丁酉（十五）条に「賀茂祭如常」とあるように、通常通り行われた。

17. 貞観十五年（八七三）

『三代実録』四月辛亥（十七）条に「公卿就太政官曹司序。授文武百官成選位記。去十五日可行此事。自有常式。而彼日当賀茂祭。故避之。非緩也」とあり、本来十

五日に太政官より成選位記が下達されるが、この年は賀茂祭と日程が重なったため、日を改めて十七日に行ったことがみえて  
いる。

以上から、貞観十五年の賀茂祭は四月十五日に行われたと考  
えられる。このことは、「太政官式」(『延喜式』卷十一)にも  
「凡成選位叙<sub>レ</sub>位者、奏<sub>二</sub>短冊<sub>一</sub>後預書<sub>三</sub>位記<sub>一</sub>、式部四月十日、  
兵部十三日請印、十五日大臣<sub>已</sub>下就<sub>二</sub>朝座<sub>一</sub>、…若<sub>当</sub>賀茂祭<sub>一</sub>、  
改用<sub>二</sub>他日<sub>一</sub>、」と規定されており、賀茂祭の開催が優先されて  
いたことがわかる。

18. 貞観十七年(八七五)

『三代実録』四月癸酉(二十一)条に「賀茂祭如<sub>レ</sub>常」とある  
ように、通常通り行われた。

19. 元慶元年(八七七)

『三代実録』四月乙酉(十四)条に「賀茂祭如<sub>レ</sub>常」とあるよ  
うに、通常通り行われた。

20. 元慶二年(八七八)

賀茂祭は四月乙酉(二十)に行われたが、死穢に染まった左  
近衛官人が陣座に入ったため、祭使らは辞見せず、内蔵寮より  
社へ向かった。辞見、すなわち天皇との対面をしなかったとあ  
るので、飾馬御覧の儀を行わなかった可能性がある。

21. 元慶四年(八八〇)

『三代実録』四月丁酉(十四)条に「賀茂祭如<sub>レ</sub>常」とあるよ  
うに、通常通り行われた。

22. 元慶五年(八八一)

賀茂祭は四月丁酉(二十)に行われたが、齋院(敦子)は不  
在であった。

『三代実録』四月丁酉(廿日)条には、当年の賀茂祭で詠ま  
れた祝詞の最後にあたる部分が掲載されており、齋院不在の事  
情を知ることができる。

賀茂祭。内蔵権頭從五位上兼行讀岐介良岑朝臣晨直、奉<sub>レ</sub>承<sub>二</sub>  
祝詞<sub>一</sub>、向<sub>レ</sub>社宣旨。其祝詞尾曰。辞別申久。前年尔進礼留齋  
王波、重喪尔遭太留尔依天退出志女天支。今須波諒闇波天々乃後占  
定天進无。其間波皇朝廷乎平介久安良久幸賜比護賜倍止申賜波久止  
申。

社頭に内蔵権頭良岑晨直が遣わされ、齋院不在の旨が告げら  
れた。「前年尔進礼留齋王」、つまり元慶四年当時齋院であった  
敦子は、父清和上皇の崩御(元慶四年十二月)により退下し  
た。「今須波諒闇波天々乃後占定天進无」とあり、諒闇が明けてか  
ら次代の齋院を選ぶとしている。そのため、元慶五年は新たに  
齋院が置かれなかった。次代齋院の穆子が卜定されるのは、翌  
年四月のことであった。

また、『西宮記』に「鴨祭依<sub>二</sub>諒闇<sub>一</sub>不用<sub>二</sub>歌舞<sub>一</sub>云々」とあ  
り、諒闇のため歌舞を用いなかったとある。なお、故実叢書で  
は当該部分を「天慶五年」と翻刻しているが、前田家大永本・  
書陵部壬生本では、「元慶」と書写されている<sup>8)</sup>。管見の限りで  
は、天慶期に諒闇と賀茂祭が重複した年は見受けられなかった

ため、故実叢書の「天慶五年」は、「元慶五年」とするのが正しいであろう。

以上のように、上皇の諒闇中でも賀茂祭は行われるが、歌舞は用いられなかった。さらに、齋院が崩御した天皇・上皇の皇子であった場合は、当然服喪により退下するため、齋院も不在であった。

23. 元慶七年（八八三）

『三代実録』四月辛酉（二十五）条に「賀茂祭如常」とあるように、通常通り行われた。

24. 元慶八年（八八四）

賀茂祭は四月己酉（十七）に行われたが、「齋内親王不<sub>レ</sub>向<sub>二</sub>神社」とあり、齋院は何らかの理由で祭使に加わらなかった。

25. 仁和二、三年（八八六〜七）

いずれの年も、警固・賀茂祭ともに、通常通り行われた。

以上、警固・賀茂祭が実施された二十六例について、解説を加えてきた。

まず警固および解陣からみていくと、未日であった貞観二年を除いた全ての例で、『内裏式』および『儀式』に則り、申日に警固が行われていた。警固期間は申〜戌日の三日間であるが、申日に警固が始まり、少なくとも酉日中は警固したのちに、翌戌日の早旦に陣が解かれたとすると、警固期間は実質二日程度であったと考えられる。

続いて賀茂祭については、実施を示す「賀茂祭如常」や「修賀茂祭」の文言は、全て酉日の記事にみられ、例外なく酉日に行われて

いたことが確認できた。さらに、年によつては単なる実施の明記に留まらず、その年の賀茂祭について付記されている場合があった。天長八年や承和三年は、酉日の祭儀である飾馬御覧の様子を、仁寿元年や貞観二年は、齋院が参向しなかった旨を、それぞれ記している。

また、天長八年・貞観三年・元慶二年は、穢が発生したが、賀茂祭を実施した例である。「臨時祭式」（『延喜神祇式』卷三）には「凡宮城内一司有<sub>レ</sub>穢、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>停<sub>二</sub>廢祭事」とあり、宮城内で穢があつても、可能な限り遂行することが定められていた。<sup>9</sup> 今回の例では、天長八年、貞観三年、元慶二年の三例が該当する。天長八年は穢れた「左右馬寮」の代わりに「四門」の馬を用い、貞観三年は所属官人の死穢のある「内蔵寮」を避け、「縫殿寮」から賀茂社へ出発した。元慶二年は、死穢に染まった左近衛府の官人が陣座に入ったため、辞見せずに賀茂社へ向かっている。いずれも穢が発生した際に、穢れていない所司や物で代用するなどの対応をとり、祭を遂行している。

『日本紀略』天延三年（九七五）四月丙辰条には「弘仁・天長・貞観・天慶等例」という文言がみえる。

十四日、丙辰、内裏有<sub>二</sub>微穢、賀茂祭可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行否、令<sub>三</sub>神祇官・陰陽寮等占<sub>二</sub>卜之、殊申<sub>三</sub>無<sub>レ</sub>咎之由、仍以<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>穢所司<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>三</sub>奉<sub>二</sub>仕祭事<sub>一</sub>之由、被<sub>レ</sub>仰了、祈年・当麻・杜本・当宗・平野・松尾・大神等祭、依<sub>二</sub>恒例<sub>一</sub>供奉、至<sub>三</sub>于賀茂祭<sub>一</sub>、供奉諸司多数、非<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>穢疑<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>弘仁・天長・貞観・天慶等例<sub>一</sub>、所司被<sub>レ</sub>下了、

天延三年四月十四日、内裏で微かな穢れが発生した。賀茂祭を行う

べきかを神祇官・陰陽寮に占わせたところ、「咎無し」の結果が出て、穢れていない所司に祭事を奉仕させることが決まった。賀茂祭は供奉する所司が多いため、穢の疑いが無いとは言えないが、「弘仁・天長・貞観・天慶等例」によって、命令を下したという。この「弘仁・天長・貞観・天慶等例」は、まさに今回取り上げた事例を指していると考えられる。

## (二) 不実施の例

続いて、不実施の例について解説を加えていきたい。

今回抽出した三十八例のうち、賀茂祭が停止となったのは、実施自体が不明の貞観十一年の例を除くと、十一例であった。その原因は穢が八例（承和六年、仁寿三年、斉衡元年、貞観元年、同十三年、同十六年、元慶六年、仁和元年）、火災が一例（貞観十八年）、太皇太后崩御が一例（元慶三年）、不明が一例（貞観八年）であった。

まずは、穢による停止の例からみていきたい。

### 1. 承和六年（八三九）

当年の賀茂祭は、『西宮記』四月癸酉（二十二）日条に詳しくい。

依<sub>二</sub>鴨祭<sub>一</sub>廢務。勅使並女使等、騎馬度<sub>二</sub>紫宸殿前<sub>一</sub>、了<sub>二</sub>天覽<sub>一</sub>。参<sub>二</sub>東宮<sub>一</sub>了<sub>二</sub>御覽<sub>一</sub>、到<sub>二</sub>内藏寮<sub>一</sub>云々、将進発之間、自<sub>二</sub>内裏<sub>一</sub>来、仰云、有<sub>二</sub>血下穢<sub>一</sub>、仍悉停<sub>二</sub>止勅使並齋王<sub>一</sub>。山城国司、依<sub>レ</sub>例祭祀。

「依<sub>二</sub>鴨祭<sub>一</sub>廢務」とあるように、賀茂祭の日は政務を行わなことがわかる。また承和三年に続き、こちらにも飾馬御覽のことがみえており、それは紫宸殿で行われたことが確認できる。

天皇（仁明）が被馬を観覧したのち、東宮（惟貞）御所でも同様の儀式があった。しかしその後、勅使らが内藏寮に到ったところ、内裏より使が来て「血下穢」が告げられたため、勅使並びに齋院はことごとく派遣停止となった。「山城国司、依<sub>レ</sub>例祭祀」とあるので、国司が祭儀を代行したとも考えられるが、この記述については後述したい。

承和六年の賀茂祭の評価は、何を祭の中核となる儀式と位置づけるかによって変わってくるが、勅使派遣の停止は、路頭・社頭の儀が行われないこと、つまり幣帛と宣命を神前に奉る儀式が無いことを意味すると考えられるため、賀茂祭自体の「中止」ととらえたい。なお今回抽出した中で賀茂祭が途中で中止になったのは、この承和六年の例が唯一であった。

### 2. 仁寿三年（八五三）

『文徳実録』四月乙酉（二十五）条に「以<sub>二</sub>疱瘡流行<sub>一</sub>、人民疫死<sub>一</sub>、故停<sub>二</sub>賀茂祭<sub>一</sub>」とあるように、この年の賀茂祭は、疱瘡の流行に伴う人民の多死によって停止となった。『西宮記』にもほぼ同様の記述がある。

同年二月には「是月。京師及畿外多患<sub>二</sub>疱瘡<sub>一</sub>。死者甚衆。天平九年及弘仁五年有<sub>二</sub>此瘡患<sub>一</sub>。今年復不<sub>レ</sub>免<sub>二</sub>此疫<sub>一</sub>」とあり、天平九年と弘仁五年にも疱瘡が流行したことを載せ、本年もそ

れを免れることができなかったと書く。朝廷は侍従五位上嶋江王と神祇大祐従七位上忌部高善の二名を賀茂社に派遣し、事の由を報告して謝罪している。

また『西宮記』には「不警固」とあり、警固も行われなかったようである。警固は『内裏式』に「雖無朝使其儀亦同」、『儀式』にも「雖無祭使猶用此儀」とあるように、祭が無くとも原則として行われるものだった。『北山抄』や『江家次第』にも同義の文言が引き継がれ、『北山抄』には更に「祭停止時猶有警固、依是有国祭也」とあり、祭が停止の時も、警固は国祭——申日に行われた元賀茂祭のために行われる、とされている。<sup>11</sup>この年は疱瘡の被害が甚大だったため、警固も行われなかったのだろう。なお今回抽出した警固の例のうち、「不警固」とあるのは本条と、元慶六年のみであった。警固は、上記のように多くの儀式書に賀茂祭が停止であっても行うよう明記されていることから、本来は実施することが強く意識されていたものと考えられる。

### 3. 齊衡元年（八五四）

『文徳実録』四月癸酉（十九）条には「以有穢事、停賀茂祭」と簡潔に記されているが、『西宮記』には「賀茂下社有穢、仍不参勅使並齋王」とあり、賀茂下社に死穢があったため、勅使と齋院の派遣が停止されたとある。なお警固は通常通り行われた。

### 4. 貞観元年（八五九）

『西宮記』四月乙酉（二十四）条に内穢、すなわち内裏の穢

によって停止とあり、「又齋王未定、仍無供奉云々」とあることから、天安二年八月に述子が退下してから、新たに齋院が選ばれていなかったことがわかる。

述子は、前代の慧子が「母過失」によって天安元年二月二十八日に退下したその日に、第五代の齋院として就任した。<sup>12</sup>しかし述子は父帝文徳の崩御により、一年足らずで齋院の座を退いていた。その後清和朝の齋院となったのは文徳皇女の儀子で、卜定は貞観元年十月のことであった。

### 5. 貞観十三年（八七一）

四月丁酉（二十一）の賀茂祭は、死穢により停止となった。

### 6. 貞観十六年（八七四）

『三代実録』四月己酉（二十一）条に淳和院の火穢に染まる人が齋院に入ったため、停止となったとある。『三代実録』四月丁未（十九）条によれば、十九日深夜に淳和院で火災が発生し、未明には収まったことがみえている。「火穢に染まる人が齋院に入ったとあるので、火災の現場に居た人物ないしはそれに関わった人物が、齋院に立ち入ったのだろう。

ここでいう「齋院」が齋院の居所である紫野院を指すのか、『西宮記』で齋院とも称される中和院を指すのか、判別し難い。仮に紫野院に火穢に染まる人が入ったとすると、齋院およびそこに出入りする官人・女官が穢れるため、齋院の参向が取りやめになった可能性はある。だが、後述するように、齋院が不在であっても、勅使が派遣されていれば、賀茂祭の施行自体に問題はなかったと考えられるため、祭事の停止にまで至るかどうか

は検討の余地がある。

一般に、神官の食物、および神事に用いる食物の煮炊きを用いる火は、他火と厳格に区別されているといわれる。<sup>13)</sup>『皇太神宮儀式帳』には、禰宜は補任の日から忌火（専用の薪木で焚かれた火）のものを食したとあり、斎館には忌火炊屋が付属していた。以上のように火は神聖なものとされ、薪さえも選定したものが用いられたことを考えると、他所の火によって穢れることは、祭祀を停止させるほどの重大事であったのだろう。

#### 7. 元慶六年（八八二）

四月八日に大膳職、十日に大藏省の官人が死んだことにより、平野・松尾・賀茂祭が停止となった。二十二日には死穢のため朱雀門前で大祓をしたのち、建礼門前でも臨時大祓が行われた。賀茂祭停止が事前に決定しているにも関わらず、二十四日丙申条には「諸衛警固。以<sub>二</sub>明日賀茂祭也<sub>一</sub>」とあり、更に「雖<sub>レ</sub>停<sub>二</sub>祭事<sub>一</sub>。猶有<sub>二</sub>警陣<sub>一</sub>例」と書き、祭が停止されても警固を行うことを明記している。警固の実施が強く意識されていたことの証左であろう。しかし『西宮記』には「不警固」とあり、『三代実録』の記述と相反している。

#### 8. 仁和元年（八八五）

四月癸酉（十九）の賀茂祭は、死穢のため停止となった。

以上、穢によって停止となった八例をみてきた。穢の内訳は、五例が「死穢」で、「血下穢」「内穢」「火穢」が一例ずつであった。前節で触れたように、穢が発生しても、可能な限り祭を遂行するよう「臨

時祭式」に定められていたが、今回不実施に挙げた八例は、遂行可能な被害の範囲外であったのだろう。

続いて、火災によって停止した貞観十八年の例をみていきたい。

貞観十八年（八七六）三月十日夜、大極殿で火災が発生した。『三代実録』によれば、大極殿および北方の小安殿、東西の蒼龍・白虎両棲、延休堂周辺が焼け、火は数日間燃え続けたという。大極殿の火災はことに重大で、明経紀伝博士らに廢朝の如何を諮問した他、建礼門前での大祓を行っている。また伊勢・賀茂・松尾社、桓武陵へ使者が派遣され、火災が報告された。そのような非常事態にあつて、賀茂祭の挙行は到底不可能であつただろう。

次に崩御による停止の例である。元慶三年（八七九）三月二十三日、太皇太后正子が崩御した。これにより、四月に行われる賀茂祭以下広瀬龍田・平野・松尾祭がごとく停止となった。

最後に、停止理由が不明となっている貞観八年（八六六）の例をみていきたい。『三代実録』四月丁酉（二十三）条には「朝使及齋院不<sub>レ</sub>向<sub>二</sub>社<sub>一</sub>」とあるだけで、その理由は明記されていない。一体何が原因で、勅使と齋院は派遣されなかったのだろうか。

第一に原因と考えられるのは、同年三月に起きた応天門の火災である。閏三月十日、応天門が焼失する事件が起こった。『三代実録』四月戊子（十四）条の勅に「去閏三月十日夜、応天門及東西棲觀。忽有<sub>二</sub>火災<sub>一</sub>。皆悉灰燼」とあるように、十日の夜に火の手が上がり、応天門と栖鳳・翔鸞棲が灰燼に帰した。

これに類似した例としては、貞観十六年の淳和院の火穢、貞観十八年に発生した大極殿の火災の二例が挙げられる。前者は穢の一種であ

る「火穢」で、火災による直接被害での停止ではないものの、火災によって火穢が発生するという、二次的な被害といえる。一方後者は、火災による実質的な被害である。

第二は、賀茂祭の前々日にあたる四月二十一日に発生した穢である。『三代実録』四月乙未（二十一）条に「大<sub>三</sub>祓於建礼門前」。以<sub>二</sub>弁官大藏省並有<sub>レ</sub>穢也」とあり、弁官および大藏省に穢があつたため、建礼門前で大祓が行われている。どのような穢であつたか詳らかではないが、穢が弁官・大藏省の二箇所にとつたこと、そして大祓が行われていることから、被害の程度は大きかつたのではないだろうか。

そして第三に、この時期不審な出来事が多発していたことを挙げておきたい。三月十日には、前述の通り応天門が焼け、二十二日には会昌門前で百官を集め大祓が行われたほか、崇福寺、梵釈寺ではそれぞれ大般若経の転読と、四王秘法の修法がなされた。また、四月十六日には、卜筮により、山城国と若狭国に「警戒兵事」するよう下知された。翌日には太宰府に対し、「京師頻顛<sub>二</sub>恠異<sub>一</sub>。陰陽寮言。隣国兵可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>来窺<sub>一</sub>。安<sub>レ</sub>忘<sub>レ</sub>危<sub>一</sub>。宜<sub>レ</sub>勤<sub>二</sub>警固<sub>一</sub>、すなわち、近頃都に恠異が多いのは、陰陽寮が言うには、隣国兵が来窺する可能性があるためだということで、警固するようにとの旨が下知された。さらにその翌日には、若狭国から印と公文書を入れる庫と兵庫が鳴っている旨が報告され、それに対して陰陽寮は「遠国之人当<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>来投<sub>一</sub>」、つまり「遠国之人」が襲来するためと予知したため、警衛と警防をするよう下知された。応天門の火災に呼応するように、社会が不安に陥っていたことが読み取れる。

以上貞観八年の賀茂祭停止について、三つの原因を考察してきたが、後年に大極殿の火災によって賀茂祭が停止されていることをかんとみると、応天門の火災が原因である可能性が高い。祭使発向の諸儀式が行われる内裏と応天門は、大極殿ほど近くはないものの、大内裏内の火災は大きな衝撃と混乱を生んだことが想像される。あるいは、第三に挙げた不穏な社会情勢も、国家にとつて重要な祭を停止する動機としては相応しい。しかし、広瀬・龍田・平野・梅宮の諸祭は通常通り施行されており、停止されたのは賀茂祭のみであつた。それは、賀茂祭はこの中で唯一中祀に准ぜられており、他の祭祀より施行には慎重であつたためではないかと考えられる。

最後に、賀茂祭停止時にみえる、「山城国司、依<sub>レ</sub>例祭祀」およびそれに類似した文言について指摘したい。①承和六年四月乙酉「山城国司、依<sub>レ</sub>例祭祀」、②仁寿三年四月乙酉「山城国司齋供如<sub>レ</sub>常」（『三代実録』）／「但令<sub>二</sub>国司供<sub>二</sub>奉祭事<sub>一</sub>。亦有<sub>二</sub>祈使<sub>一</sub>」（『西宮記』）、③斉衡元年四月癸酉「但山城国司齋供如<sub>レ</sub>常」、④貞観八年四月丁酉「山城国随<sub>レ</sub>例奉<sub>レ</sub>祭」の四例が該当している。①承和六年は飾馬御覧の後穢が発生し、賀茂祭が中止となつた。②仁寿三年は疱瘡の流行、③斉衡元年は下社の死穢によって停止し、④貞観八年の賀茂祭が停止した理由は、上記に考察したとおり、いくつかの原因が考えられる。

この山城国司による祭祀あるいは齋供とは、何を指すのだろうか。従来、これは国祭（元賀茂祭）を指すと考えられてきた。賀茂祭と国祭——すなわち元賀茂祭が別々に施行されたことは、『内裏式』に「賀茂上下社以<sub>二</sub>其日<sub>一</sub>（中申酉日）」とあり、申酉日のうち、申日が元賀茂祭を指すと考えられること、そして、警固儀の存在や、『北山抄』



の「祭停止時猶有<sub>三</sub>警固<sub>一</sub>、依<sub>三</sub>是有<sub>二</sub>国祭<sub>一</sub>也<sub>一</sub>」、「江家次第」の「雖<sub>二</sub>祭停止年<sub>一</sub>、猶有<sub>二</sub>警固<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>国祭<sub>一</sub>也<sub>一</sub>」等の記述からも明らかである。しかし、その実態は不明な点が多い。丸山裕美子氏が指摘するように、「国祭」という語は比較的新しいのではないか。<sup>(14)</sup>「国祭」の語は『九条年中行事』や『年中行事秘抄』に散見するほか、『台記』久寿元年(一一五四)に「賀茂国祭」とあるが、いずれにせよ十世紀以降である。そして十世紀には、国祭当日に立てられたミアレ木<sup>(15)</sup>を詠った和歌が多数あり、<sup>(16)</sup>国祭の実態をうかがうことができる。

それでは、九世紀の国祭はどうであったかと言うと、管見の限り、「国祭」という語は史料にみえなかった。そのため、先述した山城国司による「祭祀」や「齋供」が、和銅四年に国司の親臨が命じられたこととも関係して、「国祭」を指すと考えられている。<sup>(17)</sup>しかし、「国祭」が行われるのは申日である。<sup>(1)</sup>④の日付はすべて西日であり、仮に「山城国祭祀(齋供)」が国祭を指すのならば、申日に書かれるべきではないか。

以上から、山城国司による「祭祀」や「齋供」をただちに国祭と断定するのは難しく、その実態は不明と言わざるをえない。勅使派遣が停止された際、山城国司が何を行ったのかは推測する他ないが、<sup>(2)</sup>は『西宮記』に「亦有<sub>二</sub>祈使<sub>一</sub>」とあるように、国司の他に祭使らしき存在が確認でき、正式な祭使の代わりに派遣され、祭事を行ったとも考えられるのではないだろうか。

#### 四 賀茂齋院の参加と実態

最後に、賀茂齋院の参加状況について、簡単に考察を加えたい。

賀茂齋院は『本朝月令』所引「弘仁神祇式」に、「弘仁神式云。凡四月中申酉祭<sub>二</sub>賀茂社<sub>一</sub>。〈齋内親王向<sub>レ</sub>社。史一人。左右史生各一人。官掌一人。向<sub>二</sub>祭所<sub>一</sub>檢<sub>二</sub>校諸事<sub>一</sub>。〉」とあるように、賀茂祭が始まった弘仁年間の段階から、賀茂祭へ参向することが定められていた。

今回扱う三十八例のうち、賀茂祭が停止となったのは十一例であることは既に述べた。賀茂祭の停止はすなわち、勅使ならびに齋院の派遣停止である。それに加え、齋院のみが何らかの理由で参加しなかったのは、九例(うち二例は齋院が未定であったことによる)であった。このうち最も多かったのは、齋院が「齋限」を満たしていなかったためで、①仁寿元年(八五一)、②天安元年(八五七)、③貞観二年(八六〇)、④元慶元年(八七七)、⑤元慶六年(八八二)、⑥元慶七年(八八三)の六例が挙げられる。

まず、それ以外の理由で不参加となった例について述べると、貞観十年(八六六)は齋院自身の穢で、元慶八年(八八四)は『三代実録』に「齋内親王不<sub>レ</sub>向<sub>二</sub>神社<sub>一</sub>」とあり、齋院は何らかの理由で社へ向かわなかったという。貞観十年については第三章第一節で触れたとおり、「月事」以外の穢であったと考えられる。

それでは、「齋限」について考えていきたい。「齋限」を明記しているのは①仁寿元年のみだが、その内容をみていくと、②③⑥も同じ状況と考えられる。まず①仁寿元年の例からみていこう。

仁寿元年四月十九日の賀茂祭は通常通り行われたが、齋院は「齋限」を満たしていないため、祭に参向しなかったとある。この「齋限」とは何を指すのだろうか。

「齋院司式」によると「凡定齋王畢。即卜宮城内便所。為初齋院」とあり、齋院に卜定された内親王は、まず宮城内の場所を選び、初齋院の場とした。そして「凡齋王於初齋院三年齋。畢其年四月始將參神社。先択吉日。臨流祓禊。訖即廻帰。便留野宮更賜祿」とあるように、齋院は初齋院が終わった三年目の四月、まず吉日を選んで禊し、賀茂社へ参拝して、その後野宮へ戻った。

「野宮」とは、「齋宮式」(『延喜神祇式』卷五)によれば、初齋院を終えた齋宮が伊勢群行前に入り、再び潔齋生活を送った新築の齋屋である。齋院は奉仕先の神社が都から遠く離れていた齋宮とは異なり、平安京近隣に存在していたため、群行を行わなかった。そのため、初齋院を終えると野宮に入らず、紫野院とも呼ばれる齋院御所に入った。「野宮」とはこの紫野院を指すのだろうか。元慶四年四月十一日条にも「三年齋之後。去年可入野宮」とあるので、野宮＝齋院御所と解してよいだろう。

当時の齋院は文德皇女の慧子である。慧子は、嘉祥三年(八五〇)に前齋院の高子が文帝仁明の崩御により退下したため、同年七月に新齋院に卜定された。「齋院司式」に従うと、齋院は初齋院に三年齋くとあるので、仁寿元年当時はちょうど初齋院の期間中にあたる。慧子は初齋院を終えていなかったため、祭に参加しなかったのだろうか。その後慧子は、『類聚国史』に「仁寿二年四月乙卯。賀茂齋内親王禊於河浜。是日。始入紫野齋院」とあるように、卜定後三年目にあつた

仁寿二年四月十九日に鴨川で禊を行い、紫野院へ入っている。すなわち「齋限」とは、初齋院の期間を指すと考えられるのである。

「齋限」と明記されていないものの、同じ状況を指すと考えられるのは、③貞観二年の例である。③貞観二年は『三代実録』に「賀茂祭如常。齋内親王未入野宮。故不向社」とあり、賀茂祭は常のごとく行われたが、齋院(儀子)は「未入野宮」のため参向しなかった。野宮が齋院御所を指すと考えると、初齋院を終えていなかった、齋院御所に入っていないと解するのが妥当である。さらに、卜定と初齋院の期間も合致している。儀子は貞観元年十月に卜定されたばかりで、初齋院を終えて紫野院に入ったのは、翌年の四月十二日であった。<sup>18)</sup>②天安元年(述子、同年二月二十八日卜定)、④元慶元年(敦子、同年二月十七日卜定)、⑤⑥元慶六・七年(穆子、元慶六年四月九日卜定)の四例も同様である。

以上のように齋院は「齋限」を満たした時点、つまり初齋院を終えて紫野院(野宮)に入った段階で、賀茂祭に参加することが可能だったのである。仁寿二年を例に挙げると、慧子は四月十九日に紫野院に入っているため、二十五日の賀茂祭には参加したと考えられる。

## 五 総括

賀茂祭は奈良時代以前に起源を持つ元賀茂祭と、平安時代に始まった国家祭祀という二重構造を持っている。賀茂祭特有の儀式である誓固は、元々元賀茂祭に対する防衛措置として始まった。そして、弘仁十年の勅によって国家祭祀としての賀茂祭が始まり、齋院による御禊

や、勅使発向が行われるようになった。

賀茂祭は、本稿で分析対象とした弘仁十年（八一九）から『三代実録』が終わる仁和三年（八八七）まで行われた計三十八回のうち、七割近くにあたる二十六回実施された。大規模な火災や穢、喪によって停止となった年もあるが、高い実施率といえるだろう。穢が発生しても、別の場所や人馬で代用した例もいくつか見受けられた。祭日は例外なく西日であり、年によっては下西日に行われていた。

警固は賀茂祭が停止であつても毎年行われるのが原則であつた。諸儀式書に明記されている通り、その実施が強く意識されていたことが、今回の分析で確認できた。全三十八例のうち、警固が行われなかったのが二例のみであることも、それを裏付けていよう。

齋院は、西日より前に鴨川で禊をし、祭当日には勅使と共に賀茂社へ向かうことが『儀式』などに定められているが、初齋院の間中は賀茂祭へ参加することができなかった。齋院が賀茂祭に参加するためには、就任後三年目、すなわち初齋院が終わる三年目の四月を待たなければならなかつたのである。

仁寿元年や貞観二年の例でみたように、「齋限」を満たしていないと祭に参加できなかったのは、逆に言えば、初齋院——つまり潔齋期間が重視されていたためなのだろう。齋王は「齋宮式」および「齋院司式」に死や病（齋宮のみ仏事も加わる）を言い換えた忌詞が定められていることがみえ、普段から穢を忌避していたことが知られる。他の祭使よりも、より清浄さが求められたのではないだろうか。また、父天皇が崩御すると齋院は交替するが、諒闇のため、新齋院が決定するのは翌年のことであつた。<sup>(19)</sup>この間、当然齋院不在で祭を行うことに

なるが、齋院が欠けることはあつても、勅使を欠いた状態で行われることはなかつた。賀茂祭宣命に「阿礼乎止己阿礼乎止女走馬。進良留止申」とあるように、阿礼乎止己（勅使、特に近衛使を指すとされる<sup>(20)</sup>）と阿礼乎止女（齋院）と走馬の三者を神前に奉るとあるが、このうち齋院だけは欠ける場合が多かつたのである。

つまり、賀茂祭は、齋院が不在であつても施行自体に問題はなかつたと言ふことができる。賀茂祭にとつての齋院の意義は、今後考察していく必要があるだろう。

本稿は九世紀の賀茂祭を中心に分析したが、今後撰関期の分析結果と比較することで、賀茂祭の実態がより明らかになっていくだろう。また、本稿で得られた賀茂祭の分析結果と、同じく平安時代に入つて国家祭祀に加えられた平野・梅宮・松尾の諸祭の実施状況をあわせて考察することで、平安時代前期の国家祭祀の実情を、より明らかにすることができると考えている。

#### 注

- (1) 『類聚国史』巻五、賀茂大神「弘仁十年三月甲午。勅。山城国愛宕郡賀茂御祖并別雷二神之祭宜准中祀」
- (2) 拙稿「賀茂齋院創始年についての考察」（『古代史の研究』十九号、二〇一五）
- (3) 三宅和朗「賀茂齋院の再検討」（佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の祭祀と仏教』吉川弘文館、一九九五）、西村さとみ「平安京の祭礼—賀茂祭の変遷をめぐって—」（『ヒストリア』一四五号、一九九四）、丸山裕美子「平安時代の国家と賀茂祭—齋院御禊料と祭除目を中心に—」（『日本史研究』三三三九号、一九九〇）など。
- (4) 長岡京遷都に関する記事は以下の通り。『続日本紀』延暦三年六月壬

- (4) 子条(遷都の報告)、同年十一月丁巳条(賀茂・松尾・乙訓社への叙位)、同月乙丑条(賀茂・松尾・乙訓社の社殿修理)、延暦四年十一月庚子条(賀茂上下二社への封戸)。
- (5) 井上光貞「カモ県主の研究」(『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五)
- (6) 『朝野群載』卷第十二、内記「賀茂祭宣命書様」に、「天皇我御命仁坐。掛畏支皇太神尔申給波久。太神乃助氣給比。護賜仁依号。天皇朝廷者平久大座号。食国乃天下。無事可<sub>レ</sub>有止為<sub>二</sub>天祭<sub>一</sub>。常毛進留宇都乃大幣乎。内藏頭若助位姓名尔令<sub>二</sub>捧持<sub>一</sub>天。阿礼乎止已阿礼乎止女走馬。進良留止申」とある。文中の「阿礼乎止女」が齋院である。
- (7) 西本昌弘「建部門参向者交名をめぐる憶説」(『日本古代の王宮と儀礼』塙書房、二〇〇八)
- (8) 『西宮記』(尊経閣善本影印集成) 八木書店、一九九四および『西宮記』(宮内庁書陵部本影印集成) 八木書店、二〇〇六を参照した。
- (9) 三橋正「賀茂・石清水・平野臨時祭について」(二十二社研究会編『平安時代の神社と祭祀』国書刊行会、一九八六)
- (10) 「弘仁・天長・貞観・天慶等例」のうち、「天慶」は「元慶」を指すとも考えられるが、国史大系本を確認した限りでは、底本となった諸本に異同はみられなかった。
- (11) 国祭とは申日に行われた賀茂社の例祭(元賀茂祭)を指し、『北山抄』と『江家次第』によれば、その名は和銅四年に元賀茂祭に対し国司親臨が定められたことに由来する。
- (12) 『文徳実録』天安元年二月丙申条に「其事秘者。世無<sub>レ</sub>知之也」とあり、慧子の退下は世間に「秘」とされた。慧子の退下については、退下と同日に惟喬親王の同母兄弟である述子が立ち、齋院司長官にも惟喬親王・述子の母紀氏の縁者と思われる紀冬雄が就任していることから、背後に惟喬親王を擁立せんとする動きがあったことがうかがえる。齋院と皇位継承問題については、稿を改めて検討したい。
- (13) 川出清彦『祭祀概説』学生社、一九八九
- (14) 丸山氏前掲論文。
- (15) ミアレ木は、御阿礼神事および国祭で用いられる祭祀具で、五色の帛で飾られた幡である。ミアレ木については土橋寛「賀茂のミアレ考」(『日本古代の呪術と説話』塙書房、一九八九)に詳しい。
- (16) 「わが引かむみあれにつけて祈ることなるなる鈴もまず聞こゆなり」(『源順集』)、「みあれ引く神の御戸代ひき植まつ今は年のみ祈るばかりぞ」(『好忠集』夏、中)など。
- (17) 丸山氏前掲論文。
- (18) 元慶四年四月十一日、七代齋院敦子は初齋院を終え、紫野院に入った。『三代実録』に「三年齋之後。去年可<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>野宮<sub>一</sub>。縁<sub>レ</sub>穢而停。非<sub>レ</sub>緩也」とあるように、本来敦子は元慶元年二月に卜定されたため、元慶三年に野宮(紫野院)に入る予定であったが、穢のため一年延引したことがみえている。このように、紫野院へ入る年は、穢によって本来の規定より延びることもあった。
- (19) 『北山抄』卷六「卜定齋王事」では、諒闇中に卜定した例として、嘉祥三年を挙げている。父仁明天皇の崩御(嘉祥三年三月)にともなうて退下した高子に代わり、七月に慧子が卜定された。
- (20) 三宅氏前掲論文。

(関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程)